

戦後日本におけるファシズム論の再検討

熊野, 直樹
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1498323>

出版情報 : 法政研究. 81 (4), pp.59-101, 2015-03-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

戦後日本におけるファシズム論の再検討

熊野直樹

はじめに

一 戦後初期日本のファシズム論

(一) 具島「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論

(二) 丸山ファシズム論

二 日本におけるファシズム論の展開―反革命論から擬似革命論へ―

(一) 擬似革命としてのファシズム

(二) 比較ファシズム論におけるファシズム体制の指標

三 ファシズム論争とその展開

(一) ファシズム論争の経緯

(二) ファシズム論争の総括

四 ファシズム論争後のファシズム論

(一) ファシズム本質論について

(二) 日本ファシズムについて

五 総力戦体制論・「国防国家」論・戦時体制Ⅱ「福祉国家」論

(一) 総力戦体制論の登場

(二) 「国防国家」論と戦時体制Ⅱ「福祉国家」論

おわりに

はじめに

ここ数年來、ジャーナリズムを中心に、現状分析のためにファシズムという用語が比較的多く使用され始めている。「グローバル・ファシズム」、「独りファシズム」、「熱狂なきファシズム」などがそうである(木村・前田編二〇一三、響堂二〇一二、相田二〇一三、同二〇一四)。この場合、問題となるのは、ファシズムとは何か、ということである。アカデミズムにおいてファシズムがメインテーマでなくなつて久しい。しかし、ファシズムとは何か、という問いはファシズム研究において依然として重要なテーマである。現代の日本社会において、ファシズムなる用語が再び使用され始めており、ファシズムとは何かという問いに対するファシズム研究の側からの応答は必要であろう。

そこで本論では、ファシズムとは何かを考える一つの素材として、戦後日本においてファシズムなる用語はどのような議論され、いかに規定されてきたのか、その際、ファシズム論はいかなる展開を経てきたのかを提示することにした。その上で戦後日本におけるファシズム論の現時点における到達点について確認したい。

もともと戦後日本におけるファシズム論をめぐる研究や学説史は膨大な数にのぼる。本論では今日の観点から見て筆

者が重要と見なさないしは関心を抱くごく一部のファシズム論ないしはファシズム研究が取り上げられるにすぎない。この点についてはあらかじめお断りしておきたい。本論ではとりわけ比較ファシズム論の観点から見て、日本独自の理論とみなせるファシズム論とその系譜を辿っていくことにしたい。

確かに、近年においても日本のファシズム論についての考察がなされている（石田二〇〇三、伊藤二〇一三、加藤二〇〇六、河島二〇一〇、熊野二〇〇五、同二〇〇七、高岡二〇〇四、同二〇一一、林二〇〇七、平井二〇〇〇、同二〇一〇、福家二〇一〇、同二〇一二、堀二〇〇七、増田二〇〇五、森二〇〇五、山口二〇〇三、米田二〇〇七）。しかしながら、戦後直後の「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論から総力戦体制論や戦時体制¹¹「福祉国家」論までを視野に入れてファシズム論を通観した研究は、管見の限り、二一世紀に入ってなされてはいない。以上の研究史の状況を踏まえて本論では、戦後日本のファシズム論の再検討を行った上で、ファシズム論の現状と課題を述べることにしたい。

一 戦後初期日本のファシズム論

（一）具島「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論

戦後日本のファシズム論において大きな影響を与えたのは、周知のように丸山真男（敬称略。以下同じ）のいわゆる「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論である（山口二〇〇三、一二三～一二四頁、同二〇〇六、三七頁）。しかし、「上からのファシズム」と「下からのファシズム」という概念を戦後最初に提起し、これを戦前・戦中の日本政治に当てはめて分析したのは、丸山ではなく、具島兼三郎である（熊野二〇〇七）。戦後のファシズム論に関する学

説史を正確に整理するならば、この点は強調されてしかるべきである。

具島は、一九四六年一月に公表した論文において、次のように述べている。

「さて然らば、日本ファッシズムの特質はいかなる点にありと考ふべきであろうか？私はこれを次の三点にありと考へてゐる。

- 一、上からのファッシズムが日本ファッシヨ化の本流をなしてゐること
- 二、軍部を中心とするファッシズムであること
- 三、侵略戦争を喰物にして発展したファッシズムであること（ゴシック原文ママ。旧字体の漢字は新字体に改めてゐる。以下同じ）」（具島一九四六、二三頁）。

このように具島は「上からのファッシズム」が日本ファッシヨ化の本流をなしていることを指摘している。しかも、具島は「上からのファッシズム」と「下からのファッシズム」という概念を利用して、一九三六年二月以降の日本のファッシヨ化を分析している。

「我国では通常ファッシズムと云ふとスグに血盟団事件から五・一五事件を経て二・二六事件に至る一連の過程を想起し、それら事件の背後に動いてゐるところの政治的な動きをファッシズムとして理解し勝ちであるが、これは下からのファッシズムとも称すべきものであつて日本ファッシズムのたゞ一つの面を示してゐるに過ぎない。一国のファッシヨ化は下からの運動によつて行はれる許りでなく、政府の手によつて上から梨くづしに行はれる場合もあり得るのである。日本の場合は即ちそれであつて、こゝでは下からのファッシズムはたゞ上からのファッシズムに日本ファッシヨ化の口実を与へ、それを促進する刺戟剤として利用されてゐるに過ぎない。イタリーやドイツの場合には先づ下からファッシズムの大衆運動が起つて来て、それがそれまで存在してゐた自由主義政府を打倒し、政権を獲得した後にはじめて国家権力を利用して他政党の解散を行ひ、議会や裁判所を政府に隷属させ、人民の自由を剝奪したのであるが、日本

の場合には下からのファシズム運動はたゞ政府が国内支配体制のファシショ化を図るための口実、乃至は促進剤として利用されたにすぎない〔下線部引用者。以下同じ〕（具島一九四六、二三～二四頁）。

具島は既に日本のファシショ化が政府の手によって上からなしくずしに行われており、「下からのファシズム」は「上からのファシズム」に口実を与え、それを促進する刺激剤として利用されたに過ぎないと主張している。さらに、皇道派と統制派に着目し、統制派を「上からのファシズム」として捉えている点も重要である。

「しかし、この『肅軍』によつて軍内から追はれたのは『皇道派』と呼ばれる急速（進）ファシショの一派だけであつて、ファシショ分子の凡てではなかつた。否、それどころか『統制派』の名で呼ばれてゐたファシショ分子の別派は、それを機会に軍内のヘゲモニーを握り、急進ファシショと異つた方法によつて、換言すれば合法的な方法によつて日本のファシショ化に乗り出したのであつた。〔…〕

かくの如く日本ではファシショ化の本流をなしてゐるものは、下からのファシズムであるよりも、むしろ上からのそれなのである」（具島一九四六、二四頁）。

また具島は、独伊のファシズムと比較して、日本においてファシスト党やナチ党のような小ブルジョア大衆政党がファシショ化のために必要とされなかつた理由として以下のように述べている。

「イタリーのファシスト国民党やドイツのナチス党の如き強力な小ブルジョア大衆政党が日本のファシショ化にとつて必要とされなかつた所以は、日本においてはかゝる大衆政党の力を借りなければ破壊出来ないやうな革命勢力や自由主義的、民主主義的政治機構は、はじめから存在しなかつたからだと思はれる。革命勢力はファシスト大衆党を待つまでもなく、自由主義的であるべき筈の政党内閣時代から既に歴代政府の手によつて手厳しく弾圧されて来たし、天皇を中心とする政治機構はファシスト大衆党の手を煩はすまでもなく、当初から頗る専制的な政治機構であつたからである。従つて日本では国内のファシショ化のためにはイタリーやドイツにおいて見られた如く、在来の政治体制を根

底から破壊しなくとも、若干それに修正を加へるだけで容易にファッシュ化の目的を達し得たのである」(具島一九四六、二六～二七頁)。

このように具島は戦前の天皇を中心とする政治機構が頗る専制的な政治機構であったと見なしており、この点は戦前期日本社会の前近代性ないしは半封建性を強調するいわゆる講座派の歴史観と共通している。具島の見解は、専制的な天皇制がファッシュ化したと解釈することも可能であり、その意味で天皇制ファシズム論と親近性を持つといえる。

具島のファシズム理論は、「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論として重要な視角を提示しており、これらは丸山によっても提唱されることになる。

(二) 丸山ファシズム論

丸山が「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論を最初に公にしたのは、一九四七年である。彼の「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論を考察する上で重要な箇所を以下指摘することしよう。

「ですから、二・二六以後の過程というものは、日本のファシズムがいわば『合理化』され急進的なブツチという形でなく、支配機構そのものの中から着々と合法的に前進して行くということになるのであります。急進ファシズムの不気味な圧力をたくみに武器として上から自己の支配を強化して行く」(丸山一九五六、七〇頁)。

日本のファシズムが急進的な方法ではなく、支配機構の中から合法的に前進していくという点や急進ファシズムを武器として上から自己の支配を強化するという点は、具島の指摘とほぼ類似していることがわかる。さらに、なぜ日本において「下からのファシズム」がヘゲモニーをとらなかつたのかについて、丸山は以下のように述べている。

「なぜ日本において国民の下からのファシズム——民間から起つたファシズム運動がヘゲモニーをとらなかつたのか。

なぜファシズム革命がなかつたかということはなかなか重大な問題であります。（…）即ち、ファシズムの進行過程における『下から』の要素の強さはその国における民主主義の強さによつて規定される、いいかえるならば、民主主義革命を経ていないところでは、典型的なファシズム運動の下からの成長もまたありえない、ということです（傍点原文ママ。以下同じ）（丸山一九五六、七五頁）。

「こういう強大なプロレタリアートの勢力を撲滅するためには、いかにラジカルな強力が必要であつたか、従来のも民主主義的政治機構のいかにラジカルな変革が必要であつたかは想像に余りあります」（丸山一九五六、七六頁）。

「独占資本は、ナチスか『赤化』かという切ばつまつた情勢において急遽、ヒットラーを政権に招いたわけです。日本のファシズム体制の進行が漸進的で、『ローマ進軍』とか、一九三三年一月三十日というような日を持たないということは、いいかえるならば下からの抵抗がそれだけ強くなかつたということです。「戦をまじえるに足る強大なプロレタリアートの組織が存しなかつた」ということです。これは日本の資本主義の構造そのものから容易に理解されます」（丸山一九五六、七六～七七頁）。

ファシズムの進行過程における「下から」の要素の強さは、その国における民主主義の強さによつて規定されるという指摘も、具島の指摘と類似しており、丸山もまた具島同様に講座派の歴史観を共有していたといえよう。

以上のように、具島「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論と丸山「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論が重要な点で共通していたことが理解できよう。学説史的に「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論は、具島↓丸山という系譜になる。それ故、「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論と称すべきであろう。

丸山ファシズム論のもう一つの特徴は、広義のファシズム論である。その際、丸山はファシズムの特徴的機能として、「反革命」のための「強制的同質化」を強調している。この指摘は、戦後日本のファシズム論に対する最大の貢献とも

いえるものである。

「ファシズムは、ある場合には公然たる暴力により、ある場合には議会立法の形をとり、またある場合には教育・宣伝等心理手段によるなど一切の政治的手段を駆使して、その社会を反革命と戦争の目的のために全面的に組織化しようとする内在的傾向をもっております」（丸山一九七六、五三七頁）。

「反革命のための強制的同質化というファシズムの機能が戦後自由民主主義の仮面の下に現われるときに、どういう形をとるかということを、自由民主主義の伝統が最も強い——従つて思想的伝統からいえばファシズムの思想とは最も遠いはずのアメリカについて検討したまでのことです。つまりアメリカのように本来、自由主義の原則が長く根をおろしていたところでさえ、自由を守るために自由を制限するという考えは、現在の客観情勢の下ではズルズルとファシズム的な同質化の論理に転化する危険がある」（丸山一九七六、五四八頁）。

これらは、戦後アメリカのマッカーシズムをファシズム概念で分析する際に主張されたファシズムの機能論であり、「体制としてのファシズム」分析ではない点に注意する必要がある。自由民主主義体制でも、自由を守るために、ファシズム的な同質化の論理に転化しようという、いわばシステムの機能転換としてのファシズムを論じているのである。この分析視角は、現代政治分析にも十分応用可能であろう。その後、日本におけるファシズム論では、専ら「反革命」の概念をめぐって議論が展開されていくことになる。

二 日本におけるファシズム論の展開―反革命論から擬似革命論へ―

(一) 擬似革命としてのファシズム

丸山は、ファシズム分析のための概念の提唱だけでなく、ファシズムの定義をも行っている。

「ファシズムは二十世紀における反^{カウンター・レヴォリュション}革命の最も鋭い最も戦闘的な形態である」（丸山一九五七、二七二頁）。

この「カウンター・レヴォリュション」とわざわざルビが付された「反革命」の概念をめぐって、日本独自の議論がなされていくことになる。この「反革命」の意味内容について、丸山は同じ論文の別の箇所以下のように述べている。

「しかしファシズムは革命的状况の緊迫性から生れる反革命として単なる復古主義や消極的な保守主義にはとどまらえないのであつてそれは多かれ少なかれ擬似革命的相貌を帯びる。ファシズムはファシズムなりに『新』体制、奴隷的抑圧からの人民の『解放』等の言葉を高唱するだけでなく、その最も鋭い形態においては思惟方法まで革命陣営のそれを意識的・無意識的にとり入れる」（丸山一九五七、二七九頁）。

丸山が「反革命」にわざわざ「カウンター」とルビを付した理由は、ファシズムの反革命が、単なる「アンチ」ではなく、「擬似革命的相貌」を帯び、革命陣営の思惟方法をも意思的・無意識的にとりいれる点を強調したかったからである。こうした「擬似革命的相貌」を帯びた「反革命」といった丸山の主張を踏まえて、理論的に展開したのが、ドイツ現代史家の西川正雄である。西川は、以下のように「反革命」概念をさらに展開した。

「反革命は革命の挑戦を受け、その綱領を取り込むことによって新しい形態を得る」（西川一九六七、九七頁）。

「そこで行論の便宜上、狭義のファシズムを仮に『擬似革命』と呼び、伝統的反革命の方を『権威主義的反動』と呼

んでおきたい。念の為に述べておくならば、『擬似革命』はあくまで反革命の一翼であり、その特質を基調にもつ政治現象は、それ自身がはっきりした存在である場合はもとより、『権威主義的反動』がその機能を代行する場合であっても、すべてファシズムと規定されねばならないのである。その場合、ファシズムが、帝国主義と同様、すぐれて国際的な同時代性において把えられていることは云うまでもない。

このように考えるならば、『上から』のファシズムと『下から』のファシズムとの違いは、丸山氏が指摘された二つの契機を含めた様々な歴史的・社会的要因に動かされる、『権威主義的反動』と『擬似革命』との力関係によって生じる』（西川一九六七、九八頁）。

このように西川は、ファシズムの「擬似革命的相貌」を帯びた反革命といった丸山の指摘を引き継いだ。その際、西川は「上からのファシズム」と「下からのファシズム」の相違を「権威主義的反動」と「擬似革命」との力関係に着目して説明した点が、最大の特徴であり、戦後日本のファシズム論への最大の貢献である。

しかし、この「権威主義的反動」と「擬似革命」は、あくまで丸山「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論を、ドイツ現代史分析のために応用したものであり、方法的にシステム（機能）論をアクター（主体）論に変換した点が特徴である。特に「下からのファシズム」であるナチ党を「擬似革命」と規定することによって、実際に歴史分析しやすくなった。

この西川の理論を踏まえて、さらにR・キューンルの同盟理論を参照して、比較ファシズム論へと昇華したのが山口定である。山口の同盟理論は、ファシズムの支配体制を「権威主義的反動」と「擬似革命」との結合（同盟）によって成立していると見なした点が最大の特徴である。彼はいう。

「いわゆる『上からのファシズム』であると『下からのファシズム』であるとを問わず、ファシズムの支配体制は、支配層のなかのファシショ化した部分（すなわち『権威主義的反動』）と、多かれ少なかれ自立性をもった『下から』

のファシズム運動(「擬似革命」との、なんらかの形で結合によって成立する」(山口二〇〇六、二二六頁)。

山口の同盟理論の社会科学方法論上の最大の意義は、ファシズムとスターリニズムを同類とみなす「全体主義」論に対して説得的なアンチテーゼを提出したことである。スターリニズムでは旧支配層が一掃されるが、ファシズムでは旧支配層はそのまま温存し、しかも同盟関係を結んでいる点で、両者は権力構造において決定的に異なるのである。これは、丸山の広義のファシズム概念が政治的機能に着目するあまり、それが結局スターリニズムにも当てはまるという批判を受けたのに対して、同盟という権力構造に着目した点で画期的であった。

しかし、「権威主義的反動」の概念について、西川と山口の規定との間の微妙な相違に注意が必要である。西川が伝統的反革命を「権威主義的反動」と規定しているのに対して、山口は支配層のなかのファッシュ化した部分を「権威主義的反動」と規定している点で両者に違いが存在する。また、西川は「権威主義的反動」が「擬似革命」の機能を代行する場合も、ファシズムと呼ぶとしている。これは「権威主義的反動」には、「擬似革命」を機能的に代行する部分と代行しない部分とに分かれることを意味する。一方、山口の規定では、専ら伝統的反革命のファッシュ化した部分のみを「権威主義的反動」と呼び、西川に比べて、より狭い範囲に限定されている。

ファシズム体制を「権威主義的反動」と「擬似革命」との同盟と捉える同盟理論をドイツ現代史分析だけでなく、比較ファシズム体制分析にまで応用したのが、山口の最大の学問的貢献の一つである。その際、同盟理論は、日本ファシズム体制(完成されたファシズム体制)にも適用された。

山口によると、「ファシズム体制の諸類型」における日本は、「権威主義的反動」主導型ファシズム体制と位置づけられている。その際、「権威主義的反動」||「宮中グループを中核とする軍・官僚機構内の保守派」とされ、「擬似革命」||「革新」将校と「革新」官僚」と見なされている(山口二〇〇六、二三〇〜二三二頁)。山口によると「擬似革命」主導型とは、「下からの大衆運動」主導型と重なり、「権威主義的反動」主導型とは、「上からのファシズム」型と重な

ると主張している。

「ここである『擬似革命』主導型は前述(…)のタイプ(二)の『下からの大衆運動』主導型と重なり、『権威主義的反動』主導型はタイプ(二)の『上からのファシズム』型と重なる」(山口二〇〇六、二二九頁)。

さらに山口は、「いわゆる『下からの擬似革命』として登場するファシスト運動」(山口二〇〇六、二三二頁)と述べている。以上からわかるように、山口は明らかに「擬似革命」＝「下からのファシズム」、「権威主義的反動」＝「上からのファシズム」と捉えている。これは山口の同盟理論が丸山の「上からのファシズム」「下からのファシズム」の概念と西川の「権威主義的反動」「擬似革命」の概念とをそれぞれ等号で結んだことから由来する。とするならば、「擬似革命」である「革新」将校と「革新」官僚は、「擬似革命」＝「下からのファシズム」であるため、「下からのファシズム」ということになる。しかし、「革新」将校は、二・二六事件以降勢力を喪失し、「革新」官僚は、本来官僚機構内のアクター故「上からのファシズム」に属することになるため、二・二六事件以降、「下からのファシズム」は存在しないことになる。それ故、日本の場合、「擬似革命」≠「下からのファシズム」となり、「革新」官僚＝「上からの擬似革命」となるはずである。

このように山口同盟理論の問題点は、「上からのファシズム」＝「権威主義的反動」と定式化した点である。そもそも「上からのファシズム」と「下からのファシズム」はファシショ化の契機を説明するための概念に過ぎない。国家と社会に二元化した際、ファシショ化のベクトルの向きについて、国家(支配層)からのベクトルを「上から」、社会(運動)からのそれを「下から」と表現したにすぎない。それらをアクターと結びつけ、しかも「擬似革命」と「権威主義的反動」とそれぞれ等号で定式化した点に問題があったのである。つまり、「下からのファシズム」には、原理的にはアクターとして「擬似革命」も伝統的反革命＝「権威主義的反動」もあり得るし、「上からのファシズム」にも、アクターとして「擬似革命」も伝統的反革命＝「権威主義的反動」もあり得るはずである(図1参照、後述)。

事実、日本の場合、二・二六事件以降、「上からのファシズム」が主導的になるが、その中にはアクターとして「擬似革命」Ⅱ「国防国家」を主張する「革新」官僚や統制派幕僚もいるし、宮中グループを中核とする保守派Ⅱ「権威主義的反動」もいる。すなわち「上からのファシズム」には、「擬似革命」も「権威主義的反動」もいるのである。

この点について、池田順が山口同盟理論に対して以下のような批判を行っている。

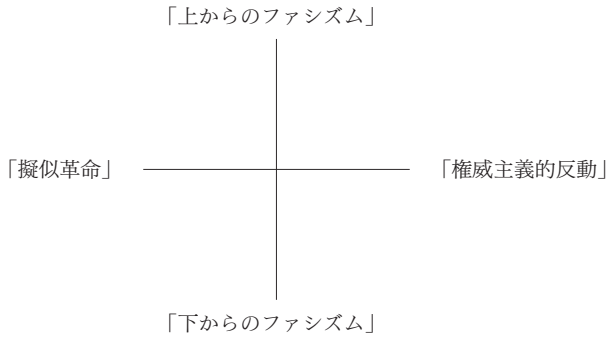
「だが、日本ファシズム体制において『権威主義的反動』派と『擬似革命』派にそれぞれいかなる政治勢力が該当するとみるべきかは、必ずしも容易な問題とはいえない。（…）『同盟理論』がなりたちうるためには、ファッショ化のヘゲモニーを掌裡する『権威主義的反動』派が同盟関係の構築を不可欠とみなすだけの政治的力量を『擬似革命』派が具備していなければならず、だとすれば、少なくとも二・二六事件以降の日本ファシズム体制——それ以前の両派の関係を『同盟』とみることが適切か否かはさておき——の分析に『同盟理論』を適用することの当否が問われねばならないだろう」（池田一九九七、一八頁注（11））。

池田の批判は、山口の同盟理論の問題点を適確に指摘しているといえる。そもそも日本の場合、二・二六事件以降は、急進ファシズムⅡ「下からのファシズム」なき「上からのファシズム」が特徴であり、下からの「擬似革命」が弱小な点の特徴である。そのため「上からのファシズム」Ⅱ「権威主義的反動」派の同盟相手が存在しないことになるのである。

しかし、「上からのファシズム」には、既に述べたように「権威主義的反動」派だけでなく、「擬似革命」派も存在する。「国防国家」を主張する「革新」官僚や統制派幕僚はまさに「擬似革命」といえるはずである。

以上のように、山口の同盟理論は「下からのファシズム」Ⅱ「擬似革命」派が政権を掌握した独伊の分析には適しているが、「上からのファシズム」が主流であった日本の分析には適していないのである。日本の場合は、「上からのファシズム」概念による分析が有効であり、山口の同盟理論は不適確といえる。そもそも「上からのファシズム」といった

図 1



機能の概念を「権威主義的反動」といったアクターの概念に直接変換した点に問題があったのである。この点については、西川は正當にも「権威主義的反動」を機能論で説明していた。西川は「仮に権威主義体制だったとしても、権威主義反動そのものではなくて、何らかの形で疑似革命的要素というものを、国内的要因からも世界的段階からもとり入れているからこそ、あえてそれをファシズムと呼んでよいのではないか」（西川・山口・吉見一九八〇、一一頁）と機能論を提唱していた。

また山口の同盟理論を日本ファシズム体制の実証分析に当てはめた場合の不整合を吉見義明が以下のように指摘している。

「一九四〇—四一年に確立した日本ファシズム体制が結果として権威主義的色彩を濃厚にもっているという点では異論はないのですが、問題は日本の場合に何が疑似革命的な傾向であるか、ということなんです。山口さんは一方で、統制派や革新官僚を権威主義的反動だと言っておられ、別のところでそれを疑似革命だと言っておられる、どっちなのかということですけど、私の考えでは疑似革命的な傾向とは統制派、石原グループ、皇道派青年将校等を含めた軍『革新』派全体と近衛新党運動に流れていく『革新』的な種々雑多なエネルギーが中軸である、と考えた方がわかりやすいのではないかといいたいんです」（西川・山口・吉見一九八〇、一一頁）。

吉見の説明に従うならば、上記の「擬似革命」派は、「上からのファシズム」

と「下からのファシズム」双方に属することになるのである。

以上の検討からいえるのは、同盟理論においては、「上からのファシズム」―「権威主義的反動」、 「下からのファシズム」―「擬似革命」の二つの等号ではなく、「上からのファシズム」―「下からのファシズム」、 「擬似革命」―「権威主義的反動」の二つの軸の組み合わせで分析した方がより有効で適合的ということである(図1参照)。これによって、山口が提唱した同盟理論の問題点はかなりの程度改善されるのではないかと考える。

(二) 比較ファシズム論におけるファシズム体制の指標

山口の比較ファシズム論の戦後における日本ファシズム論への最大の貢献の一つは、ファシズム体制の指標を明示した点である。これによって、ファシズム体制に関する実証研究が多く輩出されることになった。山口によると、ファシズム体制の成立は「国家形態」の転換であり、具体的には国家権力の正統性原理の転換であるという(山口二〇〇六、二一三―二一五頁)。正統性原理とは、国家権力が自己の支配の正当性を国民に納得させるその根拠づけとされ、「国家形態」の転換とは、この正統性原理が大きく転換することであるという。自由主義的議会制民主主義の権力の正統性原理は、「個人の自由」もしくは「権利の保護」であるが、それを保障するために「三権分立」体制や「法の支配」があるとされる。これに対して、ファシズムの正統性原理は、「個人」ではなく、「民族」であり、「民族共同体」の「防衛」もしくは「発展」に奉仕することこそが、権力の自己正当化の核心的な論理と説明されている。ドイツでは、「民族」であるが、イタリアでは「国家」、日本では「国体」が正統性原理であったという。

さらに山口によると、ファシズム体制の成立とは、国家の政策決定のメカニズムの基本的転換でもあるという。その際、単一の独裁政党的出現が具体的な指標となる。また、ファシズム体制の成立においては、「国家」と「社会」の関

係のあり方において、あるいは「国家」による「社会」の編成化のあり方において大きな転換が起こるとされる。すなわち「国家」と「社会」との融合が生じるとされる。この両者の融合は、政治団体レベルでの一元化にとどまらず、既成の社会団体の一元化にまで進む。つまりは「強制的同質化」の貫徹によりすべての既成の「中間団体」が解散か、再編成され、その際、ファシストのイデオロギーが重要な役割を演じることが指摘される（山口二〇〇六、二一五～二一六頁）。

以上が、ファシズム体制成立の指標であるが、山口はさらにファシズム政治体制の形式的特徴についても明らかにしている。まず、形式的特徴として執行権による独裁が指摘されており、具体的には政策決定過程からの国民代表機関（議会）の排除が挙げられている。ドイツでは、一九三三年三月二三日国会可決の全権委任法が、イタリアでは、一九二六年一月三十一日の法律で、統領の発した政令が、議会を通さなくてもそのまま法律になったことが事例として挙げられている。また日本においては、一九三八年四月一日公布の国家総動員法が指摘されている。ファシズム政治体制では、国家総動員上、必要ある時は、議会を無視して、政府が勅令という形式であらゆる人的資源と物的資源を動員するための立法行為を行いうる体制がとられることも指摘される（山口二〇〇六、二三七～二三八頁）。

これらは、国王専制体制や軍部独裁、スターリン体制にも見られるが、ファシズム体制には、執行権力の独裁とは違って、他と異なる顕著な特色があるとされる。その際山口が重視するのが、人民投票独裁と官僚機構の二重構造、すなわち執行権力の二重性である。特に執行権力の二重性は、旧来の伝統的支配層の反動化した部分とファシズムの疑似革命的大衆運動の指導部との妥協に由来するという。この点こそがスターリン型社会主義体制の一元的性格と異なる点と強調される（山口二〇〇六、二三九～二四二頁）。

山口の比較ファシズム体制論の問題点として、ファシズムと総力戦体制との関係が欠落している点を指摘できる。ファシズムと動員体制については、以下の言及に留まっている。

「ファシズムと戦争は不可分である。（…）ファシズムは（…）敵の絶滅を目標とする『戦争』にしてしまった運動であり、また、国内政治の唯一絶対の目標を次の戦争に備えた『国家総動員体制』の確立に置いた運動である」（山口二〇〇六、二七八頁）。

しかしながら、現時点においても、山口の比較ファシズム論は、戦後日本のファシズム研究の総決算ともいえるものであり、日本のファシズム論や実証研究に多大な影響を与えたのは事実である。これを越える研究は未だに出ていないのが現状である。

三 ファシズム論争とその展開

（一）ファシズム論争の経緯

一九七六年に『思想』誌上において、伊藤隆「昭和政治史研究への一視角」が掲載された（伊藤一九七六）。この伊藤論文をめぐっていわゆるファシズム論争が引き起こされることになる。以下では、出来る限り詳細に本論文の要点について紹介することしよう。

伊藤はまず、『ファシズム』なる用語が果して有効であるのかどうか（伊藤一九七六、二一五頁）とファシズムという用語の有効性に疑問を呈した。さらに、『ファシズム』という用語が、学術上の用語としてはあまりにも無内容なものである（同、二二六頁）としてこれを否定した。これがその後多くの反発や批判を呼ぶことになる。ファシズムの指標がそれまでほとんど示されなかったが、こうした指標を示した殆ど稀な例として丸山の二、三の論文を指摘した。しかし、その丸山のファシズム論についても、筒井清忠の丸山批判（筒井一九八四所収）を援用して、「革命」「反革

命」の任意性を批判した。

さらに伊藤は、戦前期日本の政治体制を「ファシズム」と規定したのは、極東国際軍事裁判の判決によるとし、ファシズムはこれまで定義らしい定義なしに用いられたと指摘する。またファシズムは、本質規定であって、対象を分析する手がかりとなり得る機能的な概念でないとして、再度以下のように強調した。「従って特に最近に至って、『ファシズム』という用語ははなはだしく濫用されるに至り、政治の世界では、『反ファシズム』を標榜するいくつかの団体が、互に他を『ファシスト』として非難し合うという状況すら決してめずらしい現象ではなくなってしまうたのである。もはや『ファシズム』は『極悪の敵』という以上の意味をもたなくなっているといつてよいであろう」（伊藤一九七六、二一八頁）。

その上で伊藤は、ファシズムが「元来が政治的な用語であり、前述のように学界自体がこの語を従来から分析のための道具―用語として用いることがなかったという状況があったということから、最近の学界にもますますそうした論外の状況が広がっている」（伊藤一九七六、二一八頁）として、学術上の用語としてのファシズムを批判した。

その際、伊藤のファシズムの用語批判は、専ら天皇制ファシズム論に対するものである。伊藤は、この用語は何か限定したことになるのか（伊藤一九七六、二二〇頁）として、「天皇制論」は研究対象となりえても、「天皇制」は分析の用語たりえないとこれを批判した（同、二二〇頁）。

伊藤のファシズムの用語批判は、全体主義論的批判といえるものである。というのも、彼は「政治体制としてのスターリン体制と『ファシズム』ないし『全体主義』国家体制との現実において、どのような決定的差異を見出すことができるのだろうか」（伊藤一九七六、二二二～二二三頁）と疑問を呈しているのである。彼が全体主義論の立場に立っていたことは、最近の論考からも明らかである（伊藤二〇一三）。

さらに伊藤は、ファシズムという用語を用いた際に、尾崎秀美は典型的なファシストとして規定しなければならぬ

として、以下のように指摘する。「若し当時の『革新』派を『右翼』の一部と規定するならば、尾崎は急進的な右翼であり、そしてまた『右翼』＝『ファシスト』と規定するならば、尾崎は典型的な強烈的なファシストと規定しなければならぬであろう」(伊藤一九七六、二二二頁)。尾崎はコミンテルンのスパイで、典型的なナシヨナル・ポリシエヴィストであるが、この尾崎について、伊藤は「彼は共産主義と、仮にそういえるならばファシズムとの二つを共有していた——彼自身のいうところによれば、この二つは自己の内部において矛盾しなかつたし、矛盾するとしても自己の内部に共存していた」(同、二二二頁)と指摘した。従来のファシズムの用語では、尾崎がファシストとなり、共産主義とファシズムとの二つを共有したことになるが、これをファシズムでいかに説明するのかといった問題提起を行った。しかし、伊藤の問題提起は、以降の論争では全く取り上げられなかった。

伊藤は、ファシズムという用語に代わって、「革新」派という用語を使用して、進歩(欧化)―復古(反動)、革新(破壊)―漸進(現状維持)の二つの軸の組み合わせで分析することを改めて強調した(伊藤一九七六、二二五頁)。この「革新」という用語とファシズムという用語との関係をいかに考えるかが、実はその後のファシズム論争が生産的なものになるか否かの試金石になる。

以上のような論争的な伊藤の問題提起に対して激しい批判がなされることになった。まず安部博純は、『歴史学研究』誌上で伊藤のファシズムの用語に対する批判に対して「ファシズム概念否定論」としてこれを論難した。安部は「この論文がたんにファシズム概念が日本政治史の分析に不適當だというばかりでなく、ファシズム概念そのものを学問上のタームから除外すべきだとしている」(安部一九七七、三頁)として批判した。安部は、伊藤がファシズムの用語を批判する理由として、「ファシズムという用語が『学術上の用語としてあまりに無内容』であり、とくに最近でははなはだしく濫用されるに至り、政治の世界では相手を非難するケナシ言葉として、『極悪の敵』という意味しかもたなくなつたという点にある」(同、三頁)ことを挙げている。その上で安部は「ところが伊藤氏はファシズム概念そのもの

を否定しているのである。これは、取りも直さず、半世紀にわたる世界的ファシズム研究の成果を全面的に否定することを意味するのである」(同、四頁)として、これをファシズム概念否定論と規定した。その上で、安部は「結局は『大日本帝国の夢』というイデオロギーの肯定に終っている」(同、五頁)として、伊藤のイデオロギー批判へとシフトする。このイデオロギー批判は、壬生史郎(西川正雄のペンネーム)によってさらに激しくなされることになる。

同じ『歴史学研究』誌上において、壬生による強烈な伊藤批判が展開される。壬生は伊藤の「革新」派論とファシズム論との架橋について、興味深い指摘を行いつつも、安部同様にイデオロギー批判を行う。壬生は「復古」革新派をファシストと呼びかえても伊藤の構想は破綻しないのではなからうか。にも拘わらず、『ファシズム』概念を忌避するのは、伊藤のイデオロギーのなせる業であり、そのイデオロギーは日本現代史の叙述では弁明史観として立ち現われる」(壬生一九七七、一六頁)と述べている。「復古」革新派「ファシスト」という指摘は、「革新」派論と「ファシズム」論との対話を考える際に、重要な指摘である。その対話がその後なされなかつた最大の理由は、壬生の強烈なイデオロギー批判とそれに対する伊藤のイデオロギー的拒絶が原因であると考えられる。壬生は、同時期に出された伊藤の著作を取り上げ、そこでの第二次世界大戦の評価に対して批判を集中する。

「伊藤の叙述は、戦争をしたのは日本だけではない、という一面の真実を楯に、『十五年戦争』に対する日本の責任を相対化し、国民も『強制』によらず『よく戦った』として、支配層の責任を相対化している。そして、支配層内部の裏話を伊藤が『実証的に』語れば語るほど、『大日本帝国の夢』はもしかしたら潰えずに済むやり方もあったのではなからうか、と思わされるのである。これが弁明史観でなくて何であらうか。〔…〕だいたい、イデオロギーを脱却した歴史観などというものを主張する人間に限って、人一倍イデオロギーに執着した存在なのである」(壬生一九七七、一七頁)。

壬生は伊藤のイデオロギーを「弁明史観」と名付けた。その後「弁明史観」として伊藤に対するイデオロギー批判が

一段と強まることになるのであった。この点が、ファシズム論争がファシズム用語の日本政治史分析に対する有効性の是非から、イデオロギー闘争へと変質した要因ではないかと考えられる。

一九八一年に伊藤は、その間のファシズム論争を回顧し、次のように述べている。「更に、このファシズムという言葉は、様々なイデオロギーが付着しているのでありますから、もし使うとするなら、きちんとした中立的な定義をして使っていた方がいいのではないかという風に書きました」（伊藤一九八一、二頁）。しかし、既に見てきたように、このようなことは一九七六年の論考では述べていない。彼は、ファシズムという用語から離れて別の用語、すなわち「革新」派という用語で分析することを主張していたはずである（伊藤一九七六、二二四～二二五頁）。彼は壬生が西川であることに気づいており、『歴史評論』での西川の発言を捉えて、以下のように述べている。

「西川氏がその中で『日本をなになんでもファシズムと呼ばなくては、気がすまないということでは決してないのです。日本の実態が世界的な観点から見て、一層よく説明できればいいのであって、その観点から見て、やはり、日本の経験はファシズムという概念を使わないで説明した方が全体として理解が進む、というのならば、それはそれで良い、と考えております』（西川・山口・吉見一九八〇、九～一〇頁）」とこういうふうのべられております。

私が願っておりましたことは、これに尽きているわけでありまして、つまり、そのレベルではもはやあまり議論する必要はない」（伊藤一九八一、二～三頁）。

さらに伊藤は、「ファシズム否定論」と云うレットテルは、甚だ心外であるとして、「つまり日本にはファシズムは存在しなかったというふうにおまえはいっている、これはけしからんという非難がありました。私は『ファシズム』なる実体があったとかなかったとかそういうことを一言もいいたことはないわけでありまして、分析の用語としてファシズムというのが有効であるかどうかという問題を問題にしたわけでありました」（伊藤一九八一、三頁）と述べている。しかし、安部にせよ、壬生にせよ、この点は正確に理解しており、決して「ファシズム」という実体がなかったと伊藤が

主張したとは捉えてはいない。「ファシズム」という用語の否定に対して批判していたのであり、この点は論点のすり替えといえよう。

また伊藤は「ファシズム」という用語を用いた場合、矛盾が生じて説明に困るのではないかと思われることがらを挙げ、これにどう反論してくれるか楽しみにしていたが、具体的な議論はなかった（伊藤一九八一、三頁）と述べている。これはまさにその通りである。

伊藤は、その間出版された山口の『ファシズム』についても言及しており、ファシズムの定義が「いちいち日本の事例にあてはまらない」にもかかわらず、ファシズムだというので理解できないと批判した（伊藤一九八一、三〜四頁）。また、山口の同盟理論について「権威主義的反動」と「擬似革命」という言葉を使って、この結び付きがファシズムであると言うが、「精神右翼」と「革新右翼」の提携と対抗という関係と類似している点を認めている。その上で伊藤は、「私としてはそういう結びつきをファシズムというのはい向にかまわないのですが、どうしてもファシズムにこだわらなければならぬのがよく解らない」（同、四頁）と述べている。山口の「権威主義的反動」と「擬似革命」との結びつきが、「革新」論では、「精神右翼」と「革新右翼」の提携と対抗となり、それをファシズムというのはい向にかまわないと主張していた点は、ファシズム論争が生産的なものになるかどうかを考える際に、重要である。山口の同盟理論を日本政治史分析に応用する際の分析枠組みとして、「精神右翼」と「革新右翼」は接統可能であることを伊藤も認めていたのである。しかし、伊藤は、それ以上のファシズム論への歩み寄りを上述のように拒絶するのである。

伊藤によると、山口は同盟理論を日本の事例に適用する際に、当初「権威主義的反動」―東条などの統制派、「擬似革命」として皇道派系統等を挙げていた。しかしその後、その逆に訂正し、「権威主義的反動」と「擬似革命」とが結果的に入れ変わってしまったという。この点を捉えて伊藤は、ファシズムをファシズムたらしめているものは「擬似革命」派のようであるが、ちょうど正反対のものと入れ変わっても成立つのはあまりにも奇妙であると喝破した（伊藤一

九八一、四頁）。この指摘は正鶴を射たものであり、既に述べたようにそもそも山口の「上からのファシズム」＝「権威主義的反動」、「下からのファシズム」＝「擬似革命」という図式に問題があったのである。

さらに伊藤は、ファシズムという用語では尾崎秀美はファシストであることになる（伊藤一九八一、四頁）と述べて、「私の挙げた問題を今後とも『ファシズム』論者に回答してもらおう必要がある」（同、五頁）と改めて問題提起をしている。

その後、伊藤の「革新」派論については、酒井哲哉が興味深いコメントを行っている。酒井によると、「革新」派論は、元来極めて豊かな対象領域を持つが、激しい批判にさらされたと総括している。そして酒井は、「その最大の理由が『革新派論』におけるファシズム概念の頑なな拒絶にあったことは、言うまでもない。従って『革新派論』をめぐる論争は、専らファシズム概念の拒絶の是非をめぐる論争に収斂し、『革新派論』と『ファシズム論』との内在的関連についてはほとんど顧みられることがなかった」（酒井一九八八、二三九頁）と適確な総括を行っている。内在的関連について両者とも気付きながらも、お互い内在的関連を考察し、さらに展開することはなかった。また酒井はファシズム論争を総括して、以下のような可能性についても言及している。

「もし『革新派論』がこうした比較政治史的動向を踏まえて提唱されたならば、或いは、もしファシズム概念を堅持する日本史研究者が『革新派論』の含意を正しく把握していたならば、恐らく『革新派論』をめぐる論争は無用な空転を重ねることなく、また三〇年代の日本政治史研究はより広い国際比較の文脈に位置づけられ、実りある成果を生んだものと思われる。〔…〕」

しかるに、こうした可能性は、他ならぬ伊藤氏自身がデモクラシー概念とファシズム概念を頭から拒絶したが故に、成果半ばにしてつみとられる結果となった」（酒井一九八八、二四〇頁）。

酒井の総括を補足するならば、伊藤もファシズム論者も「革新」派論とファシズム論との架橋の可能性については気

説論
付いていたものの、論争がイデオロギー批判へと収斂してしまつたために、お互いが互いの主張への歩み寄りを拒絶してしまつたといえよう。

一九八八年に伊藤は、『ファシズム論争』その後（伊藤一九八八）において、改めてファシズム論争について回顧し、かつ反論している。伊藤は、壬生に対して『革新―復古』派を『ファシスト』と呼びかえることについて、私はそう拘つてゐるわけではない（同、三二二頁）としつつも、そうならば、尾崎は典型的な熱烈なファシストと規定しなければならぬと再度主張する。しかもこの点については、これまでの批判論文では何故か全く無視されてゐると改めて述べてゐる（同、三二二頁）。

また、第二次世界大戦の責任を相対化する弁明史観に対しては、伊藤は、歴史研究は歴史における「責任」を審判する立場にないと考えているとして「私は『責任審判』に問題を持ち込むのではなく、『ファシズム』という用語を用いて昭和戦前期を分析することが有効か否かを検討していただきたいと希望する」（伊藤一九八八、三二二頁）と反論した。

ここでも伊藤は、西川の『歴史評論』での見解を踏まえ、「考え方が変わったのであろうか」（伊藤一九八八、三二二頁）と改めて述べている。この点について、実際に西川は考え方が変わったようである。西川はファシズムと全体主義に関する論考のなかで以下のように主張してゐるのである。

「さて、一九三〇年代以降の日本の支配体制をどう理解すべきか。フリードリヒ・ブレジンスキの全体主義の定義によると、一党独裁が要件であるから、日本の例はそれに当てはまらない。ファシズムはどうか。イタリアにしてもドイツにしてもいわず『下から』の運動が政権を掌握したのに対して、日本ではそれまでの支配層、とくに軍部が『上から』強権発動したという面が強い。

全体主義でもなし、ファシズムでもなかった、と言うことはできよう。だが、だからと言って、それにそっくりな、

内では基本的人権を無視し外には侵略を行なった支配体制が日本に存在しなかったことにはならない。適切な概念を考える必要がある」（西川二〇一〇、三二七～三二八頁）。

さて、伊藤は安部を、ここでも「ファシズム概念否定論」の主張者として批判している（伊藤一九八八、三一二頁）。また安部が「革新」という用語もその一つとして有効な分析用具であり、決してファシズム概念と矛盾するものではない（安部一九七七、五頁）として、「保守派」（『現状維持派』）、「権威主義的反動派」+「疑似革命派」^イ「革新派」（『現状打破派』という図式（同、五頁）を唱えたのに対して、「私はそれで良いのではないかと思う。ただひとつがその上にファシズムという言葉が被せないからといって、それを非難する必要はないのではないか」（伊藤一九八八、三二一頁）と述べている。ここでもファシズム論への歩み寄りには拒絶されたのである。

伊藤は、山口の同盟理論についても再度取り上げている。

「『伝統的支配層との政治的同盟を云々しうるような有力で自立的なファシスト指導部が形成されていない場合』でも、前述の指標を満たし、かつファシズムの思想を『その体制の基本的な統合イデオロギーに組み込んでいる場合には、その度合に応じて、その体制のファシズム的性格を論じうる』という。これらの主張は、ファシズム概念をやや本質的概念から脱却させると同時に『全体主義論』から区別する事に成功している」（伊藤一九八八、三二四頁）。

このように伊藤は、山口の同盟理論について全体主義論から区別することに成功していると認めている。にも拘わらず、伊藤がファシズム論へと歩み寄らない理由として再度尾崎秀美らの事例を挙げるのである。

「山口氏のいう『疑似革新』はファシズム体制をファシズム体制たらしめている存在であり、従ってファシストと呼ぶべき存在であろう。山口氏は『革新官僚』をそう規定するとき、岸信介などを念頭においているのだろうか、戦後社会党左派になった『革新官僚』らをも念頭においたであろうか。また戦中期のかつての日本共産党員の多くが『新体制』の草の根活動家であったなどということをも念頭においているのであろうか。（…）また先に触れた尾崎秀美など

説論
の事例や風見章の例もある。私はこういう人々の戦前・戦中期の思想と行動を山口氏の規定するファシストと呼ぶことに躊躇を感じるのである」（伊藤一九八八、三二五頁）。

さらに伊藤は、ここでも山口の「権威主義的反動」概念の曖昧さを指摘する。

「『権威主義的反動』としてどういう人々を山口氏は考えておられるのであろうか。戦中期の平沼などを考えてみても、彼等が大日本帝国憲法を越えようとしていた『新体制』派に対して憲法体制を守ろうと考えていたことは確かである。

〔…〕私は昭和十年代後半においては、『復古—革新』派のより復古的な部分は『現状維持』派化し、この時期の政治的対立は『新体制』派と『現状維持』派の間に存在したと述べた。『現状維持』派の拠り所は大日本帝国憲法であった。この両者の政治的同盟というのはどういう意味であろうか。何に對する同盟なのであろうか」（伊藤一九八八、三一五—三一六頁）。

既に述べたように、山口の同盟理論の弱点は、確かに「権威主義的反動」の概念であり、この伊藤の指摘と同様の批判がファシズム論者からもなされていた。

一九八八年の論考は栗屋憲太郎の書評に対する反批判を動機として書かれたものと思われるが、その際伊藤は、ファシズムの分析概念としての有効性を実際の分析で示す必要があるが、そうした成果を栗屋は挙げていないと反論している（伊藤一九八八、三一七頁）。実はその後、坂野潤治が二〇〇八年に「合法ファシショ」という当時の用語を使用して、一九三六年の日本憲政史を分析し、ファシズム概念の分析概念としての有効性を示している。「革新」が当時の用語であると同様に、「合法ファシショ」も当時の用語である。坂野の研究はある意味、伊藤への反証といえる（坂野二〇〇八、一八五頁以下）。

最近、伊藤はファシズム論争を回顧している（伊藤二〇一三）。基本的には従来の見解の繰り返しであるが、一九九五年における藤岡信勝による「東京裁判史観批判」に對する「左翼系の学者」の批判を今回新たに取り上げているのが

特徴である。

「その中で由井正臣氏が「日本はファシズムではなかったのか」という文章を書いて、僕の名を挙げて批判しました。まだ終わっていないのです。ただ、由井氏の文章はこれまで議論されてきたことの繰り返しに過ぎず、僕が反批判するまでもなく、収束しました」（伊藤二〇一三、一九一頁）。

伊藤の評価においては、ファシズム論争は一九九〇年代で最終的に収束したのであった。この論考で興味深いのは、伊藤が全体主義論の立場に立っていることを明確に述べたことである。

「つねづね思っているのですが、アウシュヴィッツや『収容所列島』とまでいわれた膨大な数の強制収容所を持つような体制こそを、ファシズム体制や共産主義体制を含めて全体主義と呼ぶのが適当なのではないでしょうか」（伊藤二〇一三、一九一頁）。

伊藤がファシズム論と「革新」派論との架橋の可能性を知りつつも、頑なにファシズム論を拒否した理由として、彼が全体主義論の側に立っていたことを指摘できよう。

以上が、伊藤を中心としてみたファシズム論争の経緯であるが、ここでは、総力戦体制についての議論が抜け落ちていた。さらに、伊藤の反論や回顧では、古屋（一九七六）、木坂（一九七九、一九八五）、須崎（一九八五）などの一連の重要なファシズム研究がネグレクトされたままなのであった。

（二）ファシズム論争の総括

それでは、ファシズム論争は学説史上においてどのように評価されているのか。以下、ファシズム論争の総括について検討していこう。

管見の限り、ファシズム論争を学説史として最初に総括したのは、古川隆久である。古川は、伊藤のファシズム批判以降公表された、山口『ファシズム』（山口二〇〇六）、河原他『日本のファシズム』（河原・浅沼・竹山・浜口・柴田・星野一九七九）、木坂「日本ファシズム国家論」（木坂一九七九）、安部『日本ファシズム論』（安部一九九六）を挙げて、「いずれの研究も、昭和前期・戦中期の政治体制や政治の実態を『天皇制ファシズム』論の枠組みで明快に説明することはできなかつた」と評価している（古川一九九九、二六九頁）。この指摘は、木坂や河原他には当てはまっても、少なくとも山口や安部には当てはまらない。なぜならば、彼らは「天皇制ファシズム」論には批判的で、その概念や枠組みを用いずにファシズム論を展開していたからである。

ファシズム論争の総括として、古川は「このように『日本ファシズム』論はその欠点を克服することができなかつたため、伊藤は、著書『昭和期の政治「統」』（一九三年）収録の『ファシズム論争』その後」（初出八八年）の「追記」で、論争は終結したという認識を示すに至つた」（古川一九九九、二六九頁）とまとめている。さらに古川は「日本ファシズム」論の学説上の評価として、「学説としては論理的に破綻しているため、左翼的な政治的立場に立たない限り昭和戦前・戦中期の日本史研究において依拠できる学説ではない、という事実が学界において次第に受け入れられつつある」（同、二七〇頁）とアプリオリに総括している。

今後の展望として古川は、「さきに述べたように『日本ファシズム』論に学説としての有効性がないことは明白であるので、『日本ファシズム』論自体をさらに深化させるといふ方向は無意味であり、『日本ファシズム』論の諸学説やそれをめぐる論争史の歴史の意味の研究が求められよう」（古川一九九九、二七〇頁）と結んでいる。

この古川による十把一絡げの、一面的な総括に対して、平井一臣は、「これはやはり行き過ぎた判断ではないかと思われる」（平井二〇一〇、六六頁）と適確に批判している。さらに平井は、ファシズムという用語の使用に関して以下のような発言をしている。

「伊藤氏の議論にせよ、古川氏の議論にせよ、『ファシズム』という用語を使用すること自体が問題であるという議論には疑問を呈せざるを得ない。つまり、歴史のどのような部分を浮き彫りにするのかという問題関心によつては『ファシズム』という用語は有効ではないのだろうか」（平井二〇一〇、六六頁）。

さらに平井は、ファシズム論争を振り返って、「革新」派論の妥当性をめぐる批判（木坂による体制概念欠如批判・安部によるファシズム類概念欠如論）について、必ずしもかみ合わない指摘している。また平井は、正当にも「革新派」論は体制概念を追究するスタイルではないとして、そもそも政治的対抗関係とその変化を明らかにすることであると述べている（平井二〇一〇、六三～六四頁）。しかも平井は、伊藤が明治憲法下の政治の実際の仕組みや運用の変化がどうだったのかということ述べているが、この点についてファシズム論者がどう受け止めどう理論化するのかが、論争を通じて問われるべき問題の一つであったと指摘している（同、六四頁）。また、論争両当事者は、知識人や政治集団のエリート並びに国家論が中心で、民衆史レベルの問題は十分には問われてこなかったと批判している（同、六五頁）。そうしたなかで、須崎慎一の一連の研究（須崎一九九八）が民衆史とファシズム論との接合を試みたものとして評価されている（平井二〇一〇、六五頁）。最後に平井は、ファシズム論争の結果「ファシズム」という用語を日本政治史分析に用いることに必要以上になる状況が生み出されてしまったと総括している（同、六五頁）。

河島真もファシズム論争について平井と同様の総括を行っている。河島はこの論争が「ファシズム概念否定論者だけでなく、それ以外の研究者にもファシズムという用語を使うことを躊躇ないしは自粛させる作用を及ぼした」（河島二〇一〇、六九頁）と評価している。さらに河島は「『ファシズム論争』は、ファシズムという用語を使いにくくしただけでなく、さらには時代全体をとらえる理論構築の推進力をも弱めてしまったのではないか。だとすれば、事態はさらに深刻である」（同、七一頁）とファシズム論争の否定的な影響を指摘している。しかも河島は、「『ファシズム論争』以後、ファシズムという用語を敢えて使わずに、あるいは使う場合でも一定の留保をした上で論じようとする傾向が強

まり、時代全体をとらえる理論構築の推進力も弱まった」(同、七九頁)と適確に総括している。

その一方で、加藤陽子によるファシズム論争の評価は、やや趣を異にする。加藤は「伊藤氏のファシズム論への問題提起は学界に衝撃を与えた。反批判の激しさについては、氏の「『ファシズム論争』その後」に詳しい。しかしここで注目すべきは、論争の裏面で、マルクス主義史観に立つ研究者を中心に、軍部に関する研究が著しく進展をみせていた点である」(加藤二〇〇六、一四八頁)として、軍部に関する実証研究の進展を指摘している。さらに、加藤は、「八〇年代に入ると、ファシズム論争は収束に向った。一方で、伊藤氏による『革新』派論と、山口氏によるファシズム体制論の精緻化の先に、多くの優れた実証研究が開くことになった」(同、一四九頁)とバランスよく総括している。

以上から、ファシズム論争は、結果的に多くの優れた実証研究を誕生させたものの、ファシズムという用語を分析概念として使いにくくし、時代全体をとらえる理論構築の推進力を弱めたと総括できよう。

四 ファシズム論争後のファシズム論

(一) ファシズム本質論について

平井や河島が総括したように、確かにファシズム論争を契機として、ファシズムという用語は実証研究において分析概念としては以前ほどには使われなくなった。しかし、ファシズム論争後にもファシズム論が議論され続けている点は注目されてしかるべきであろう。以下では、ファシズム論争後のファシズム論について検討していく。

ファシズム論争を経た現時点においてファシズムの本質論に関しては、安部のファシズム本質論が到達点であるといえる。安部はファシズムの本質について以下のように述べている。

「^{カウンター・レヴォリュション}反革命」にファシズムの本質を求めるべきだと考える。「…」強制的同質化による『反革命のトータルな組織化』というファシズム体制の特徴も、階級対立のない幻想的共同体というイデオロギーの特徴も、すべてこの『究極目標』から派生するのである。革命の永久的根拠こそファシズムのもつとも本質的な機能であり目標である。「…」ファシズムはまさに反^{アンチ}革命の極限形態である」（安部一九九六、五一頁）。

ファシズムの本質はカウンターとしての反革命であり、これを究極目標としてそこから体制の特徴として、強制的同質化による反革命のトータルな組織化とイデオロギーの特徴として、階級対立のない幻想的共同体が派生するとまとめている。その上でファシズムはアンチとしての反革命の極限形態であるとして、丸山ファシズム論のファシズム本質論を改訂する形で定義づけられているのが特徴である。

こうしたファシズム本質論を踏まえて、安部はファシズム体制の本質的特徴として以下の点を指摘している。

「ファシズム体制の本質的特徴は、自由主義や民主主義を全面的に否定して国民の自由や権利を極度に抑圧した点にある。つまり、国家権力が人間生活のあらゆる領域に踏みこみ、市民の精神生活まで国家の統制下においた点にこそファシズムの本質を求めるべきだと考える」（安部一九九六、一一〜一二頁）。

このファシズム体制の本質的特徴は、アメリカのニューディール型の総力戦体制との相違点を考える際に、極めて有効な指標となろう（後述）。

安部のファシズム体制本質論とは別に、木坂順一郎が、ファシズム体制に共通する一般的特質を次のように列挙している。

- (一) 反革命と擬似革命の体制であること。
- (二) 権威主義的反動（既成の支配階級のなかの親ファシスト層）とファシスト＝擬似革命との政治同盟の権力であること。

(三) 一党独裁体制またはそれに準ずる独裁体制とそれらを可能にするための国民の「強制的同質化」——国家権力による国民の画一的組織化が制度的に確立していること（この点こそがファシズム体制がもつ最大の特質である）。

(四) 基本的人権の徹底的抑圧と政治テロの全面的制度化が実現すること。

(五) ファシストが主張する「新しい秩序」の実現を目標とする大衆動員が継続的に行われること。

(六) ファシズム型国家総力戦体制と統制経済を根幹とするファシズム型戦時国家独占資本主義が構築されること（木坂一九八五、三〇三～三〇四頁）。

木坂が列挙する（三）の強制的同質化による国民の画一的組織化は、ファシズム体制の最大の特質とされ、安部のファシズム本質論における体制的特徴と共通している点は重要である。

さらに由井正臣がファシズム支配の特質として、民衆の強制的画一化こそがファシズムであると述べている。

「ファシズム支配のもう一つの特質は、民衆の強制的画一化にある。戦時体制論者は、おもに政治体制やそのなかでの人事などについて論ずるが、民衆にたいする強制的画一化の具体相については明らかにしようとしなない」（由井一九九六、一四四頁）。

由井も民衆の強制的画一化をファシズム支配の特質として指摘しており、この点は、安部のファシズム本質論における体制的特徴や木坂のファシズム体制の本質論と共通する。このように、ファシズム論争後におけるファシズム体制論においては、国民ないしは民衆の強制的同質化（画一化）をファシズム体制の本質とみなす点では依然としてコンセンサスが得られているといえる。この点が総力戦体制論者ないしは戦時体制論者との論争において重要なポイントとなる。以上は、ファシズム論争後のファシズム一般についての議論であるが、以下では日本ファシズムについての議論状況を検討することにしよう。

(二) 日本ファシズムについて

日本ファシズムの特徴については、須崎がファシズム論争での論点を踏まえた上で明確に整理し、課題を提起している。

「たしかに日本の場合、すさまじいまでの画一化強要の反面、独裁が成立せず、支配層内の対立が存在しつづける。そしてこれが、日本ファシズム存在否定論の大きな根拠になってきた。だがナチス・ドイツと比較して語られるこの日本ファシズム否定論は、第三帝国Ⅱ一枚岩的独裁という先入観にある程度もとづいたものであり、近年のドイツ史研究でその『百鬼夜行的状况』が指摘される〔…〕中で、その根拠を弱めている」(須崎一九八五、二八四頁)。

ナチス・ドイツの権力構造においては、全体主義的な一枚岩構造ではなく、実際にはポリクラシー(多頭制)であった点が当時強調されていたが、須崎はこの議論を踏まえて、日本のポリクラシーが例外ではなく、共通点であることを指摘している。日本のポリクラシーは、ナチス・ドイツと並んでイタリア・ファシズムにも極めて類似している。須崎が指摘するように、日本ファシズム否定論者が依拠するナチス・ドイツのイメージは、まさに戦後初期のものであり、ファシズム論者のそれも、せいぜい一九七〇年代のドイツ史研究のレベルにとどまっている。一九八〇年代以降、山口が研究の重点をファシズム論から政治体制論を始めとした他の分野に移行させると、ファシズム論者とドイツ史研究者との知的交流が弱まってしまった。その結果、ファシズム否定論者だけでなく、ファシズム論者のドイツ史の知識も旧態依然のままとなっている。こうした傾向は、強まりこそすれ、お互いの没干渉は一部の研究者を除いてさらに強まっている。

ファシズム論争後の日本ファシズム体制論の新たな展開として指摘できるのは、「国防国家」論の登場である。「国防国家」論は、日中戦争勃発以降、ナチス・ドイツの「国防国家」(Wehrstaat)論を踏まえて(ハーゼルマイエル一九

三九、日本国内で議論された理論である（今中一九四一、奥村一九四一、黒田一九四一）。この理論を参照した日本ファシズム体制論が構築されることになる。これについてはまず浅沼和典が「高度国防国家体制―日本的ファシズム体制」と見なしていた（河原・浅沼・竹山・浜口・柴田・星野一九七九、一五〇頁）。その後木坂が、一九四〇年一月一二日に結成された大政翼賛会は、「大東亜共栄圏」を実現するための「国防国家体制」の中核組織として、国務と統帥の矛盾をはじめとする支配層内部の対立の解消と、国家権力による国民の画一的組織化とをねらってつくられ、ここに天皇制ファシズムが体制として成立したと述べた（木坂一九八五、三〇〇頁）。さらに木坂は「こうして『翼賛議会体制』の確立と大政翼賛会を頂点とする中央集権的国民支配組織の完成により、『国防国家体制』―日本型国家総力戦体制としての天皇制ファシズムが体制として確立した」と説明した（同、三〇三頁）。ファシズム体制が総力戦体制として成立した点に着目し、それを「国防国家」という概念に着目して整理したのが特徴である。この木坂の「国防国家体制」―日本型国家総力戦体制論は、総力戦体制論登場後、改めて着目されることになろう（後述）。

こうした状況において、ポストモダニストからファシズム体制論へ強力な挑戦がなされることになるのである。

五 総力戦体制論・「国防国家」論・戦時体制―「福祉国家」論

(一) 総力戦体制論の登場

山之内靖が戦時と戦後とを連続して捉え、ファシズムとニューディールを総力戦体制の下位区分として見なす総力戦体制論を提起した（山之内・コシユマン・成田編一九九五。参照、山之内一九八八）。この総力戦体制論は、伊藤のファシズム論批判と同様のインパクトをファシズム論者に与えることになる。山之内はいう。

「現代史をファシズムとニューディールの対決として描きだすよりも以前に、総力戦体制による社会の編成替えという視点に立つて吟味しなくてはならない。ファシズム型とニューディール型の相違は、総力戦体制による社会的編成替えの分析を終えた後に、その内部の下位区分として考察されるべきである」(山之内・コシュマン・成田編一九九五、一〇頁、森二〇〇五、一三三頁)。

山之内の総力戦体制論の特徴は、ファシズムの特徴として見なされてきた *Gleichschaltung* (強制的同質化、強制的画一化、強制的均質化) の読み換えにある。

「ドイツのナチズムが行った『強制的均質化』(*Gleichschaltung*) について、シェンボウムは『ヒットラーの社会革命』と呼ばれてよい内容がそこに含まれていたと述べている。ナチズムは、一方では、世界支配の使命を帯びたゲルマン民族というイデオロギーをもちだし、非ゲルマン民族の差別を、さらにはユダヤ民族の排除を推し進めた。しかし、他方においては、世界支配の課題を担った集団の内部については、総力戦時代における民族の運命的共同性という標語のもとに、社会的身分差別の撤廃に取り組んだのであった。『強制的均質化』を前者の意味においてはではなく、シェンボウムのいう後者の意味にとらえるならば、それはナチズムによつてのみとられた特殊な方策だとみるべきではない。むしろそれは、第二次世界大戦の主役となったすべての諸国(ニューディール型国家を含む)でとられた方策であった。

総力戦体制は、こうして、近代社会がその成立いらい抱え込んできた紛争や排除のモーメントに介入し、全人民を国民共同体の運命的一体性というスローガンのもとに統合しようと試みた」(山之内・コシュマン・成田編一九九五、一一一～一二頁)。

このように、山之内の総力戦体制論はシェンボウムに依拠して、*Gleichschaltung* を社会的差別の撤廃といった平準化として読み換え、近代化論のなかで解釈し直した点が特徴である。こうした見解を踏まえて雨宮昭一は、ダーレン

ドルフの社会革命論に示唆を受けて、総力戦体制による日本社会の近代化・平等化を指摘し、戦後体制との連続性を強調した（雨宮一九九七）。これに対して徹底した批判を行ったのが森武麿である。

森は、「総力戦と現代化、または現代経済システムの戦時期原型成立という議論において、戦時期を戦後に直結することは誤りである」と主張する。彼は、「戦前と戦時の断絶、戦時と戦後の連続を強調すればするほど、戦後改革期の意義が希薄化していく」点を指摘する。彼によると、総力戦体制論の誤りは、戦後改革の評価の誤りに集約されると指摘する（森二〇〇五、一四五頁）。

また森は、総力戦体制論での歴史認識の一面化、特に占領改革の評価と「社会的平準化」論の一面化を批判する。さらに戦時下の「グライヒヒシャルトング＝強制的均質化」は、丸山も述べるように「上からのファシズム」の決定的な要素であり、しかも一九三九年以降の日本の国民的生産力が衰退するにつれての下降的平準化である点が強調される。しかもそれが戦後改革から高度成長期のパイの拡大過程での上向的平等化とは異質であることを森は指摘する（森二〇〇五、一四六頁）。

森の整理によると、「近代社会」とは資本家・地主支配の名望家社会であり、「現代社会」とは企業支配の大衆社会（森二〇〇五、一四七頁）であるという。そもそも日本近現代史研究における断絶と連続論は、一九七〇年代と一九九〇年代に二つの画期をもって旋回したとされる。すなわち一九七〇年代においては、戦前と戦後の連続・断絶論が議論され、ここでの論争は、戦前日本社会が半封建性か後進性かをめぐっての「前近代」が焦点であったという。一方、一九九〇年代においては、戦時と戦後の連続・断絶論が議論となり、戦時・戦後日本社会の「近代性」が焦点となったと適確に整理している（同、一四九頁）。森は「国内の戦時・戦後の連続論も『近代化』『現代化』を強調すればするほど、戦後歴史学が原点とした戦争とファシズムの惨禍の側面が希薄化する」と主張している（同、一五三頁）。以上を踏まえて森はファシズム論と総力戦体制論について次のように総括している。

「戦後歴史学が課題としてきた、アジア・太平洋戦争に帰結した日本近代の総括としてのファシズム論が含意していた日本近代社会の歪みの解明、すなわち前近代性・後進性の集中的表現として、デモクラシーに対する歴史反動、侵略と抑圧、非合理主義・精神主義・ロマン主義の側面の解明が、総力戦―戦時動員体制論による『近代化』『合理化』『均質化』の強調のなかで、後退していったといえよう。今後の研究は、ファシズム論と総力戦論との対立に見られる、前近代性と近代性、非合理主義と合理主義、精神主義と物質主義の二項対立を超えて、新たなファシズム論の復権が求められている」(森二〇〇五、一五三頁)。

さらに河島は、森とは違った観点から、総力戦体制論の問題点を以下のように適確に指摘している。

「こうした『ポスト総力戦体制論』(山之内氏・野口悠紀雄氏・雨宮氏らによる国内の戦時・戦後の連続論を指す)は、多くの場合、総力戦体制の制度や形式のみに着目し、安部博純氏が問題化したような、『自由主義や民主主義を全面的に否定して国民の自由や権利を極端に抑圧した点』『国家権力が人間生活のあらゆる領域に踏みこみ、市民の精神生活まで国家の統制下においた点』への眼差しが概して弱い」(河島二〇一〇、七三頁)。

まさにこの点が、総力戦体制におけるファシズム国家と自由民主主義国家との決定的な相違である。総力戦体制論は、システムの機能に関心が集中するあまり、体制の正統性の原理である基本的人權(市民権)の観点が抜け落ちている点が問題として指摘できよう。そもそも Gleichschaltung は、ファシズム論においては、国民の自由や権利の極端な抑圧を意味する国民の強制的な画一化のことであり、これを考慮しない Gleichschaltung はそもそも成り立たないのである。以上のように、ファシズム論から総力戦体制論に対する批判が適確になされたが、そうしたなかで日本ファシズム体制論は、「国防国家」論へと展開することになる。

(二) 「国防国家」論と戦時体制Ⅱ 「福祉国家」論

「国防国家」論と日本ファシズム体制論とを結びつけて論じたのは、既に述べたように浅沼と木坂である。ファシズム論争での議論を踏まえて、「国防国家」論が安部によっても再提起されることになる。安部は「高度国防国家体制」という日本型ファシズム体制にいきつく」と述べて、以下のように論じている（安部一九九六、二七頁）。

「『国防国家体制』は、従来の『戦時体制』などとは決定的に異なる概念である。つまり、たんなる政策や一時的な態勢ではなくて国家体制を示す概念である。とすると、『基本国策要綱』によつて日本の国家体制は『国防国家』へ移行したとみななければならない。（…）ナチス自身も『国防国家』を称しており、日本政府の公式見解は全体主義国家を自称しているからである」（安部一九九六、一九頁）。

さらに安部は「きわめて軍事的色彩の強いファシズム国家を表現するには、〈国防国家〉という概念がもつとも適切であると考える」（安部一九九六、一四七頁）として、ファシズム国家を「国防国家」という概念で表現するに至る。

こうした議論や総力戦体制論を経て、増田知子は、日本型ファシズム体制を以下のように位置づけるのである。

「筆者（増田）は、近代日本の立憲主義の政治体制を解体して成立した全体主義国家体制『高度国防国家』を、日本型ファシズム体制として位置づけている。（…）ナチス型を排除しつつ、国家総動員のために個人や団体を同一化することに成功した全体主義体制こそ、日本型ファシズムの特徴であり、日本の特殊性として理解できると考えている」（増田二〇〇五、一八八頁）。

このように増田もまた日本型ファシズム体制を「全体主義国家体制『高度国防国家』」として位置づけるに至つたのである。以上のように、日本ファシズム体制を「全体主義国家体制『高度国防国家』」と規定する見解が、現段階の到達点だといえよう。

そうしたなか、総力戦体制論に続いて、戦時体制Ⅱ「福祉国家」論が登場している。これについては、高岡が適確に整理している。高岡によると、日本の戦時体制は「福祉国家に非常に近い体制」と目されるようになったという（高岡二〇一一、一五頁）。近年の福祉国家研究においては、日本の福祉国家・社会保障制度の「骨格」や「原型」が戦時期に形成されたことが注目され、総力戦体制とも連動しているとされる。彼によると、「福祉国家に非常に近い体制」という戦時体制のイメージと従来の『日本ファシズム』というイメージとの落差が放置されたままであるという（同、一五頁）。

こうした総力戦体制と「福祉国家」に関する研究動向を踏まえて、新たな解釈を示したのが、高岡である。彼によると「日本ファシズムⅡ全体主義的総力戦体制は、たしかに戦時『社会国家』の実現を目指すものではあったが、総じてそれらは計画・構想のレベルにとどまるものであった」（高岡二〇一一、二七九～二八〇頁）と結論づけられている。「社会国家」は政策の計画・構想レベルにとどまり、政策の決定・実施には至らなかったことが指摘されている。とするならば、戦時体制は「社会国家」体制の実現には至っておらず、「福祉国家に非常に近い体制」ではなかったこととなる。戦時体制Ⅱ「福祉国家」論では、政策の構想レベルと実施・体制レベルとが混同されてきたと総括できよう。

おわりに

以上、戦後日本独自のファシズム論の系譜について比較的詳しく概観してきた。戦後直後に出された具島・丸山「上からのファシズム」／「下からのファシズム」論が日本における独自のファシズム論の源流であり、そこから「擬似革命」としてのファシズム論が展開してきた。その到達点がファシズム体制を「擬似革命」と「権威主義的反動」との同盟とみなす山口の同盟理論である。

しかし、この同盟理論は独伊の事例には適用可能ではあるが、日本には適用困難であることが、日本政治史研究から指摘された。その理由として、「上からのファシズム」＝「権威主義的反動」、「下からのファシズム」＝「擬似革命」と等号で定式化した点を指摘できる。本論では、その代替案として「上からのファシズム」＝「下からのファシズム」、「権威主義的反動」＝「擬似革命」といった二つの軸の組み合わせ（図1）による分析を提唱した。

ファシズム論争においては、「復古」＝「革新」派をファシストと見なすことで（壬生）、また「精神右翼」と「革新右翼」の提携と対抗をファシズムとすることで（山口）、さらには「権威主義的反動派」＋「擬似革命派」＝「革新派」という図式で捉えることよって（安部）、「ファシズム」論と「革新」派論との架橋並びにファシズム論のさらなる展開がありえた点を指摘した。しかしながら、この論争が「弁明史観」をめぐるイデオロギー闘争へと変質し、互いが「ファシズム」論と「革新」派論との接合可能性を知りつつも、敢えて歩み寄らなかつた点を指摘した。ファシズム論争の帰結として、これに刺激されてファシズム体制や軍部の実証研究は多く産出されたが、その反面、ファシズムという用語の使用は回避されるようになったと総括できる。にも拘わらず、その後もファシズム論は議論されており、そこでは国民ないしは民衆の強制的同質化（画一化）をファシズム体制の本質（特質）とみなす点では依然としてコンセンサスがとれていることを確認した。

ファシズム論争後、ファシズム論は総力戦体制論や戦時体制＝「福祉国家」論の挑戦を受け、それぞれファシズム論の側から有力な反論がなされている。特に総力戦体制論は、システムの機能に関心が集中するあまり、体制の正統性の原理である基本的人権（市民権）の観点が抜け落ちている点を問題として指摘した。また戦時体制＝「福祉国家」論では、政策の構想レベルと実施・体制レベルとが混同されていることを確認した。現段階においては、「全体主義国家体制『高度国防国家』」を日本ファシズム体制と見なす見解が一つの到達点であることを確認した。

以上の検討を踏まえて指摘できるのは、ファシズム論者にせよ、ファシズム否定論者にせよ、ファシズムの引照基準

の一つであるナチズムに関する知識が基本的に山口の比較ファシズム論が前提としていた一九七〇年代の研究成果に留まっているという点である。そこでの研究成果と現段階におけるナチズム研究の成果との乖離が極めて大きく、その差を縮めることが急務である。海外のファシズム理論研究の把握も概して弱いといえる。実証研究の進展とあいまって、細分化は避けられないにしても、史料への埋没が強まり、独伊との比較や関係の視角が相対的に弱まっているのは事実である。一国史観からの脱却や日本史と西洋史との縦割り打破が主張されて久しいが、この課題は今日一層当てはまるといえよう。

【引用・参考文献】

- 安部博純（一九七五）『日本ファシズム研究序説』未来社。
安部博純（一九七七）『日本ファシズムの研究視角』『歴史学研究』第四五一号。
安部博純（一九九六）『日本ファシズム論』影書房。
兩宮昭一（一九九七）『戦時戦後体制論』岩波書店。
池田順（一九九七）『日本ファシズム体制史論』校倉書房。
石田憲（二〇〇三）『丸山眞男とレンツォ・デ・フェリリーチェー二つのファシズム論』小林正弥編『丸山眞男論』主体的作為、ファシズム、市民社会』東京大学出版会。
伊藤隆（一九七六）『昭和政治史研究への一視角』『思想』第六二四号。
伊藤隆（一九八二）『昭和史研究の諸問題』『立正史学』第五〇号。
伊藤隆（一九八八）『ファシズム論争』その後』『年報・近代日本研究一〇』近代日本研究の検討と課題』山川出版社。
伊藤隆（二〇一三）『史料と私の近代史―【第五回】ファシズム論争―』『中央公論』二〇一三年一〇月号。
今中次鷹（一九四二）『国防国家の概念・政策・構造』非常的政治原理としての国防国家』『法政研究』第一一卷第二号。
奥村喜和男（一九四二）『国防国家とナチス独逸』ARS。
加藤陽子（二〇〇六）『ファシズム論』『日本歴史』第七〇〇号。
河島真（二〇一〇）『「ファシズム論争」と十五年戦争期研究』『日本史研究』第五七六号。

- 河原宏・浅沼和典・竹山護夫・浜口晴彦・柴田敏夫・星野昭吉（一九七九）『日本のファシズム』有斐閣。
- 木坂順一郎（一九七九）『日本ファシズム国家論』『体系・日本現代史 第三卷 日本ファシズムの確立と崩壊』日本評論社。
- 木坂順一郎（一九八五）『大日本帝国』歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史一〇 近代四』東京大学出版会。
- 木村朗・前田朗編（二〇一三）『二世紀のグローバル・ファシズム―侵略戦争と暗黒社会を許さないために―』耕文社。
- 響堂雪乃（二〇一三）『独りファシズム―つまり生命は資本に翻弄され続けるのか？―』ヒカルランド。
- 具島兼三郎（一九三六）『ファビオ・ファツシズム其他』『公法雑誌』第二卷第十一号。
- 具島兼三郎（一九四六）『侵略戦争の主体 日本ファシズムの特質』『言論』創刊号。
- 熊野直樹（二〇〇五）『具島ファシズム論の再検討』『法政研究』第七一巻第四号。
- 熊野直樹（二〇〇七）『二つの具島ファシズム論―『ファビオ・ファシズム』論と『上からのファシズム』論―』『法政研究』第七四巻第三号。
- 黒田覚（一九四一）『国防国家の論理』弘文堂。
- 酒井哲哉（一九八八）『一九三〇年代の日本政治―方法的考察―』『年報・近代日本研究一〇』近代日本研究の検討と課題』山川出版社。
- 須崎慎一（一九八五）『アジアの中のファシズム国家』歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史一〇 近代四』東京大学出版会。
- 須崎慎一（一九九八）『日本ファシズムとその時代―天皇制・軍部・戦争・民衆―』大月書店。
- 想田和弘（二〇一三）『日本人は民主主義を捨てたがっているのか？』岩波書店（岩波ブックレット）。
- 相田和弘（二〇一四）『熱狂なきファシズム―ニッポンの無関心を観察する―』河出書房新社。
- 高岡裕之（二〇〇四）『ファシズム・総力戦・近代化』『歴史評論』第六四五号。
- 高岡裕之（二〇一三）『総力戦体制と「福祉国家」―戦時期日本の「社会改革」構想―』岩波書店。
- 竹山道雄（一九五六）『昭和の精神史』新潮社（新潮叢書）。
- 筒井清忠（一九八四）『昭和期日本の構造―その歴史社会学的考察―』有斐閣。
- 中村菊男（一九七二）『天皇制ファシズム論』原書房（再版）。
- 西川正雄（一九六七）『ヒトラーの政權掌握―ファシズム成立に関する一考察―』『思想』第五二二号。
- 西川正雄・山口定・吉見義明（一九八〇）『現段階におけるファシズム研究の課題』『歴史評論』第三六七号。
- 西川正雄（二〇一〇）伊集院立・小沢弘明・日暮美奈子編『歴史学の醍醐味』日本経済評論社。

- 林浩司（二〇〇七）『日本ファシズム国家論』の再考察と展望』『龍谷史壇』第一二六号。
- 坂野潤治（二〇〇八）『日本憲政史』東京大学出版会。
- フリードリヒ・ハーゼルマイエル（一九三九）山崎藤吾訳『国防軍』『新独逸国家大系 第三卷政治篇3—国法的基礎・国防軍—』日本評論社。
- 平井一臣（二〇〇〇）『地域ファシズム』の歴史像—国家改造運動と地域政治社会—『法律文化社』
- 平井一臣（二〇一〇）『日本ファシズム論争』再考』『日本史研究』第五七六号。
- 福家崇洋（二〇一〇）『戦間期日本の社会思想—「超国家」へのフロンティア—』人文書院。
- 福家崇洋（二〇一二）『日本ファシズム論争—大戦前夜の思想家たち—』河出書房新社。
- 古川隆久（一九九九）『日本ファシズム』論』島海靖・松尾正人・小風秀雅編『日本近現代史研究事典』東京堂出版。
- 古屋哲夫（一九七六）『日本ファシズム論』岩波講座 日本歴史二〇 近代七』岩波書店。
- 堀真清（二〇〇七）『西田税と日本ファシズム運動』岩波書店。
- 増田知子（二〇〇五）『「立憲制」の帰結とファシズム』歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 第九卷 近代の転換』東京大学出版会。
- 丸山真男（一九五六／一九五七）『現代政治の思想と行動 上巻・下巻』未来社。
- 丸山真男（一九七六）『戦中と戦後の間 一九三六—一九五七』みすず書房。
- 壬生史郎（一九七七）『日本ファシズム研究によせて—弁明史観批判—』『歴史学研究』第四五一号。
- 森武麿（二〇〇五）『総力戦・ファシズム・戦後改革』『岩波講座アジア・太平洋戦争1—なぜ、いまアジア・太平洋戦争か—』岩波書店。
- 山口定（二〇〇三）『丸山眞男と歴史の見方』小林正弥編『丸山眞男論—主体的作為、ファシズム、市民社会—』東京大学出版会。
- 山口定（二〇〇六）『ファシズム』岩波書店（初出・有斐閣一九七九）。
- 山之内靖（一九八八）『戦時動員体制の比較史的考察—今日の日本を理解するために—』『世界』第五一三号。
- 山之内靖・ヴィクター・コシュマン・成田龍一編（一九九五）『総力戦と現代化』柏書房。
- 由井正臣（一九九六）『日本はファシズムではなかったのか』『近現代史の真実は何か—藤岡信勝氏の「歴史教育・平和教育」論批判—』大月書店。
- 米田祐介（二〇〇七）『ファシズム概念について—「革命」と「反革命」との間—』『立正大学哲学学会紀要』第二号。